

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 5 年 5 月 1 6 日

関東経済産業局長 殿

上田市長 土屋 陽一

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国勢調査結果に基づく上田市の人口は、平成 12 年をピークに減少傾向となっており、令和 2 年 10 月 1 日現在 154,055 人となっている。生産年齢人口は平成 12 年から令和 2 年を比較すると 106,933 人が 86,410 人と、19.1%減少している。また、年少人口は 25,119 人が 18,338 人と 26.9%減少し、高齢人口は 34,500 人が 47,130 人と 36.6%増加しており、今後も生産年齢人口は減少していく事が予測される。

上田市の産業であるが、地域経済分析システムによると、令和 2 年の製造品出荷額等は全体として約 4,980 億円で、長野県内では塩尻市、長野市、松本市に次いで 4 番目となっている。産業別では構成比の高い順に、電気 25.9%、輸送 19.0%、生産用機械 14.2%、食料 13.7%となっている。

平成 23 年から令和 2 年の 10 年間に於いて、地域経済分析システムによる製造品出荷額等は、リーマンショックによる落ち込みから回復を続け、平成 30 年に約 5,570 億円とリーマンショック以前の水準に持ち直すに至った。しかしながら、新型コロナウイルスの流行により経済活動が停滞するなど、上田市も不安定な社会情勢に置かれている。

市内企業を取り巻く環境は人材不足や後継者不足など首都圏に比べると地方は厳しい状況となっている。人手不足の解消手段および企業収益確保に当たっては、労働生産性を高めるために先端設備等の導入の必要性が出てきている。

(2) 目標

平成 30 年度に承認を受けた導入促進基本計画では認定数 100 件の目標を達成する事ができた。本制度が市内中小企業にも浸透しはじめていると推察される。今後も市内中小企業の設備投資を促すため認定支援機関と連携し、先端設備等導入計画の認定数 50 件以上を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業構造は、製造業、サービス業、卸売業、小売業、医療・福祉、農林漁業等幅広くなっているため、本計画において対象となる設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備に関しては、景観や環境への調和や配慮が特に必要であることを踏まえて、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む）及び発電電力の全てを他者に供給し、売電収入を得るための設備（以下「全量売電設備」という。）であって自己の所有する建物の屋上に設置するものに限るものとし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

当市の産業構造は、製造業、サービス業、卸売業、小売業、医療・福祉、農林漁業等幅広く、また、上田地域、丸子地域、真田地域、武石地域でそれぞれの特色に応じた産業構造となっているため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

（2）対象業種・事業

当市の産業構造は、製造業、サービス業、卸売業、小売業、医療・福祉、農林漁業等幅広くなっているため、本計画の対象業種・事業は、全てを対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意をした日から2年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組については、対象としない。
- ・ 雇用の安定に配慮すること。

- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・ 市税を滞納している者は、対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。